名目国内総生産（季節調整系列）（前期比）　（単位：％）

	国内総生産（支出側）	民間最終消費支出	家計最終消費支出	除く持ち家の帰属家賃	民間住宅	民間企業設備	民間在庫品増加	政府最終消費支出	公的固定資本形成	公的在庫品増加	財貨・サービス 純輸出	財貨・サービス 輸　出	財貨・サービス 輸　入	国民総所得	総固定資本形成
2010／ 1— 3.	2.2	0.9	0.9	1.0	1.5	1.5	(1.1)	0.5	−0.3	(0.0)	(0.3)	7.6	6.2	2.6	1.1
4— 6.	−1.0	−0.5	−0.6	−0.7	−0.2	2.7	(−0.7)	0.4	−4.0	(0.0)	(−0.2)	4.4	6.1	−1.2	0.8
7— 9.	0.6	0.2	0.2	0.2	2.0	0.5	(0.6)	0.3	−2.5	(−0.0)	(−0.1)	−1.6	−0.8	0.8	0.1
10—12.	−1.1	−1.0	−1.1	−1.3	3.3	−0.1	(−0.1)	−0.5	−5.6	(0.0)	(−0.1)	−0.7	−0.2	−1.0	−0.8
2011／ 1— 3.	−1.3	−0.5	−0.5	−0.6	1.4	−0.9	(−0.4)	1.3	−0.7	(0.0)	(−0.8)	1.9	7.5	−1.2	−0.5

＊（　）内の数値は寄与度。
＊国内家計最終消費支出、民間企業設備、民間在庫品増加　1994年１－３月期～直近期の原系列に季節調整をかけている。
　その他の需要項目　1980年１－３月期～直近期の原系列に季節調整をかけている。

公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第３２号
北海道北見市常盤町２丁目４番53号
債務者　大隅　誠治
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　友澤　太郎
4　破産債権の届出期間　平成23年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第２０号
青森県三戸郡新郷村大字戸来字田中32番地
債務者　境　　博文
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　　薫
4　破産債権の届出期間　平成23年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月５日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第１６８号
愛知県一宮市今伊勢町本神戸字立切東８番地１　テイクワンマンション406号
債務者　坂本　　守
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　　徹
4　破産債権の届出期間　平成23年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月19日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１６３号
香川県木田郡三木町大字井上1536番地、住民票上の住所香川県高松市屋島東町515番地352
債務者　高木　徹也
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大平　　昇
4　破産債権の届出期間　平成23年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１２１号
宮城県黒川郡大郷町中村字屋敷前127番地の８
債務者　櫻井三千男
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　敏郎
4　破産債権の届出期間　平成23年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月16日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１７７号
岡山市北区青江５丁目17番11号　シティコーポ青江401号
債務者　富澤　通義
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　哲也
4　破産債権の届出期間　平成23年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月25日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６９号
鹿児島県日置市吹上町中之里885番地３
債務者　久保千鶴子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　達也
4　破産債権の届出期間　平成23年６月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月21日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４２号
千葉県木更津市中央１丁目３番11—102号
債務者　福住　敞綱
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下山　修司
4　破産債権の届出期間　平成23年６月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月２日午後４時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
千葉地方裁判所木更津支部